

◎佐賀県条例第23号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)</p> <p><b>第18条の5</b> 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により同条各号に掲げる事項を説明するときは、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、<u>青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならない。</u>ただし、青少年又は青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の</p> | <p>(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)</p> <p><b>第18条の5</b> 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により同条各号に掲げる事項を説明するときは、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、<u>当該各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第22条の2において同じ。）を提供し、及びその内容を説明しなければならない。</u>ただし、青少年又は青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、<u>又は電磁的記録を提供され、</u>及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の</p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約で当該役務提供契約の相手方又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるものを締結したときは、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は<u>当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）</u>を保存しなければならない。</p> <p>4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売した場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は</p> | <p>規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面<u>又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録</u>を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約で当該役務提供契約の相手方又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるものを締結したときは、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面<u>又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録</u>を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売した場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は</p> |

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p>(罰則)</p> <p><b>第31条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第23条の規定に違反して、同条第2号又は第3号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> | <p>当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p><u>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u></p> <p><b>第22条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第31条第4項第1号において同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第31条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第22条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者</u></p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>5・6 略</p> <p>7 第22条又は第23条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p> | <p><u>イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者</u></p> <p><u>(2) 第23条の規定に違反して、同条第2号又は第3号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 第22条又は第23条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項 <u>(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。